

第 2 次広島市環境基本計画（素案）

平成 2 7 年 月
広 島 市

目 次

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画策定に当たっての基本方針	2
1	環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化	2
2	環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化	2
3	総合的・横断的視点の設定	2
第3節	計画の位置付け	3
第4節	計画期間	4
第5節	計画の対象	4
1	対象地域	4
2	環境区分	4
第6節	本市の概況	5
1	地理	5
2	気象	6
3	人口・世帯数	6
4	地目別土地面積	7
5	産業構造	8
6	交通の状況	9
第7節	本市の環境を取り巻く様々な課題	10
1	人口減少社会・超高齢社会の到来	10
2	森林の荒廃	10
3	農地の減少	11
4	生物の多様性の危機	11
5	交通渋滞	12
6	大気汚染	13
7	水質汚濁	13
8	廃棄物排出量の増加	14
9	温室効果ガス排出量の増加	15
10	気候変動	16

第2章 目指すべき環境像と基本目標

第1節	計画の体系図	18
第2節	環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）	20
第3節	基本目標	21
1	豊かな自然環境の保全	21
2	自然と調和した快適な都市環境の創造	21
3	健全で快適な生活環境の保全	21
4	地球環境の保全への貢献	21

第3章 総合的・横断的視点等

第1節 総合的・横断的視点	22
1 環境と経済の好循環創出の視点	22
2 社会状況の変化への対応の視点	22
3 人材等の基盤確保の視点	22
4 危機管理等の視点	23
5 広域的な連携協力の視点	23
第2節 環境配慮指針	23

第4章 施策の方針

第1節 豊かな自然環境の保全	24
1 健全な水循環の確保	24
2 緑の保全	25
3 生物の多様性の確保	26
4 自然との触れ合いの推進	27
第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造	29
1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進	29
2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出	30
3 環境への負荷の少ない交通体系の整備	31
4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮	32
第3節 健全で快適な生活環境の保全	34
1 大気環境の保全	34
2 水環境・土壌環境の保全	35
3 有害化学物質対策の推進	36
4 騒音・振動の防止	36
5 ゼロエミッションシティ広島への推進	37
第4節 地球環境の保全への貢献	39
1 地球温暖化対策の推進	39
2 オゾン層の保護	40
3 酸性雨の防止	41

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	43
1 各主体の役割分担と協働	43
2 行政内部の組織横断的な取組	43
3 広島市環境審議会	44
第2節 計画の進行管理	44
1 計画の進捗状況の公表等	44
2 計画の見直し	45

注 本計画に記載する内容は、特記するものを除き、本計画策定時点のものです。

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

第1節 計画策定の背景

本市では、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）に基づき、平成13年10月に広島市環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

また、平成19年6月には、本市の環境を取り巻く状況の変化に対応するため、第1次計画に当たる上記当初計画を改定し、これまで、改定後の計画に掲げる目標、施策等に取り組むことにより、一定の成果を挙げてきましたが、依然として様々な環境問題が存在します。

一方、最近における国の動向は、平成24年4月に第四次環境基本計画が、平成26年4月に第四次エネルギー基本計画がそれぞれ閣議決定され、平成27年7月には、同年12月にパリで開催予定の第21回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議に先立ち、我が国の温室効果ガス排出量削減目標等が決定されたところです。

また、環境問題には地域レベルのものから地球レベルのものまでがあり、その内容も多岐にわたっています。加えて、最近では、環境と経済社会との関わりが一層広く深いものになっているなど、環境行政にはこれまで以上に大きな役割が求められる状況になってきています。

こうした中、本市は、平成27年2月、被爆70周年を契機に、目指すべき世界に誇れる「まち」の実現に向けて「まちづくり先導事業」を展開することとし、被爆100周年を見据えた長期的なまちづくりに新たな一歩を踏み出しました。

以上のような背景を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が適切に反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた、第2次広島市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画策定に当たっての基本方針

本計画の策定に当たっての基本方針は、次のとおりとします。

1 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

本計画の策定に当たっては、環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化することとします。

また、本計画では、各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保することを重視し、内容の大綱化を図ることとします。

各行政分野（行政計画）における個別具体的な施策の展開等は、本計画の内容を踏まえて行っていくこととなります。

2 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

本計画においては、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に定める基本理念の下に、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付けることとします。

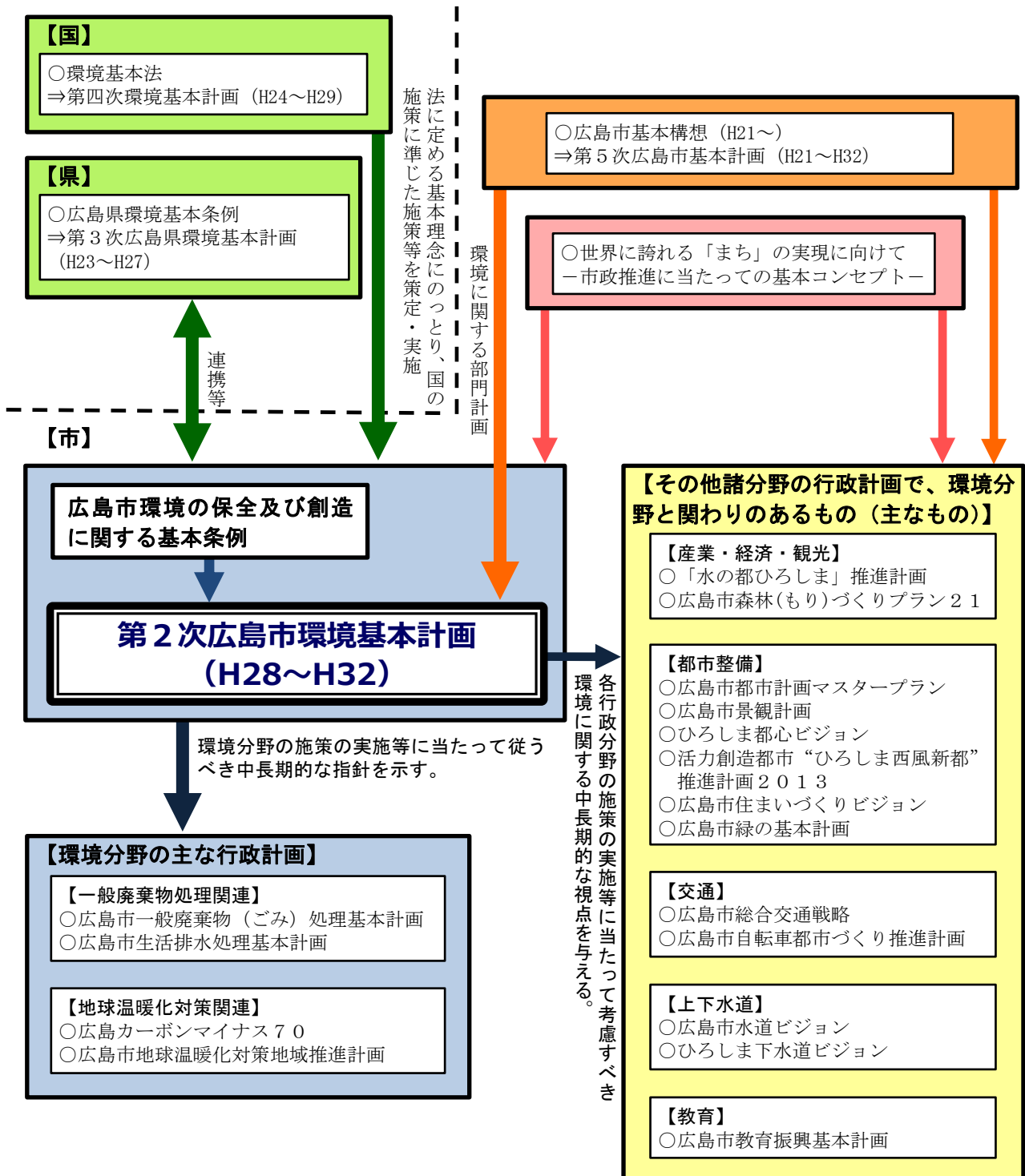
3 総合的・横断的視点の設定

環境問題は様々な問題が複雑に絡み合っており、その解決に当たっては環境問題を様々な側面から多面的に捉える必要があることから、今後ますます複雑化・多様化する環境問題に的確に対応するため、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定することとします。

第3節 計画の位置付け

本計画は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第1項の規定に基づき策定する計画であり、その位置付けを、環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とすることとします（図1のとおり）。

図1 本計画の位置付け



第1章 計画策定に当たっての基本的事項

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、終期を第5次広島市基本計画の計画期間の終期に合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、本計画の前提となる諸状況に大きな変化があった場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5節 計画の対象

1 対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の区域とします。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合があります。

2 環境区分

本計画の対象とする環境は、次のとおり四つに区分します。

(1) 自然環境

水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

(2) 都市環境

まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わりが深い事象を要素として捉えた環境

(3) 生活環境

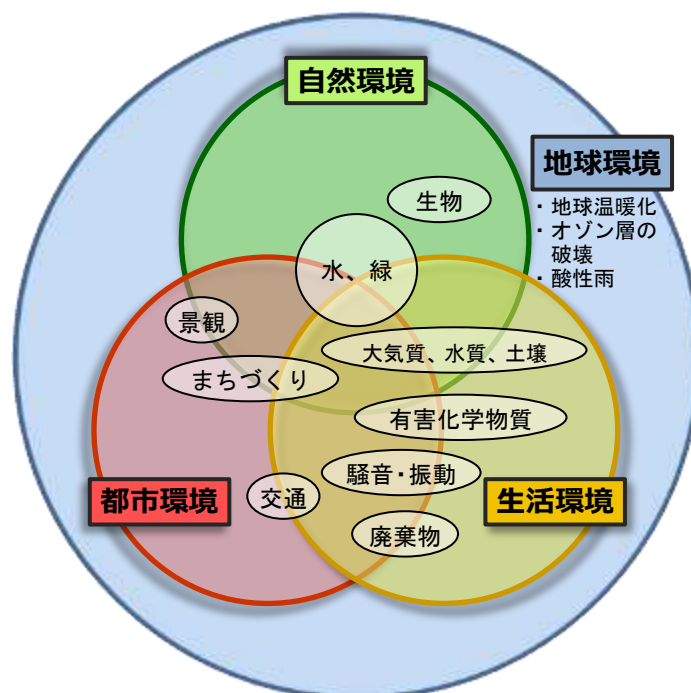
大気質、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物等、主に、市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

(4) 地球環境

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等、主に、地球レベルの環境問題に係る事象を要素として捉えた環境

なお、環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にあります（図2のとおり）。

図2 環境区分



第6節 本市の概況

1 地理

本市は広島県の西部に位置し、広島湾に面しています。東西は47.4km、南北は35.3km（平成26年4月5日現在）で、総面積は、906.53km²（平成26年10月1日現在）です。

本市の区域のうち、平地部は、広島平野、海田平野及び五日市低地から成り、その大部分は太田川の三角州（デルタ）上に位置します。この平地部に丘陵地及び台地が隣接し、北部、東部及び西部に広がる山地には、標高600m以上の山岳が多く点在します。

河川の水系には、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系があり、このうち太田川水系の太田川は、下流で太田川、天満川、旧太田川、元安川、京橋川及び猿猴川の六つの河川に分岐して広島湾に注いでいます。

資料 広島市統計書

図3 本市の区域図



資料 平成25年版広島市勢要覧

2 気象

本市の気候は、温暖で降水量の少ない「瀬戸内気候区」に属しています。

本市では、夏・冬の季節風が中国山地や四国山地に遮られることから、平均気温（平成22年～平成26年の平均値）は、1月が4.6℃、8月が28.9℃、年間では16.4℃と比較的温暖です。

年降水量（平成22年～平成26年の平均値）は、1,592mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっています。水害の原因となる多雨は梅雨期の集中豪雨と台風によるものが主であり、10月中旬から3月までの約6か月間は乾燥期で、雨は少なく晴天の日が多くなります。

年日照時間（平成22年～平成26年の平均値）は2,042時間で、比較的日照に恵まれています。

平均風速（平成22年～平成26年の平均値）は、秒速3.4mです。

資料 広島市統計書、広島地方気象台

3 人口・世帯数

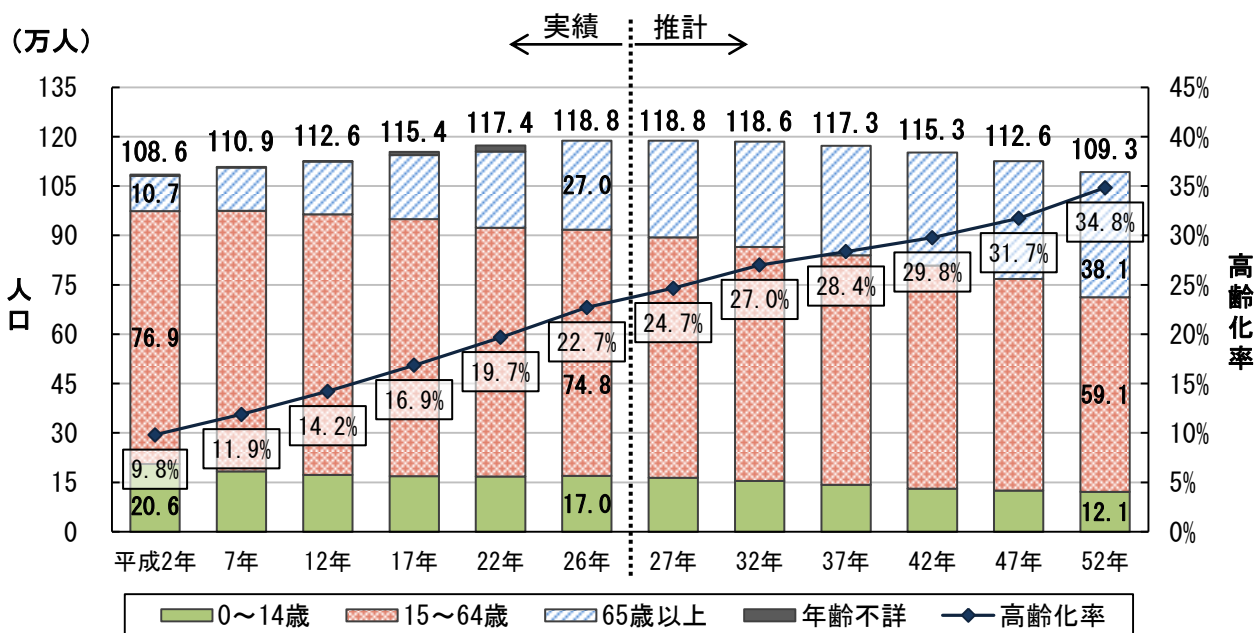
(1) 人口

本市の総人口（平成26年9月末現在）は、約118万8千人です。年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が約17万人（14.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が約74万8千人（63.0%）、老年人口（65歳以上）が約27万人（22.7%）です。

本市の人口及び人口構成の推移を見ると、本市の総人口は平成27年頃をピークに緩やかに減少し、平成52年には約109万3千人になる見込みです。

また、年少人口及び生産年齢人口の減少並びに老年人口の増加に伴って高齢化が進行し、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は、平成52年には34.8%になる見込みです。

図4 本市の人口及び人口構成の推移



資料 (H2～H22年) 国勢調査 (10月1日現在)

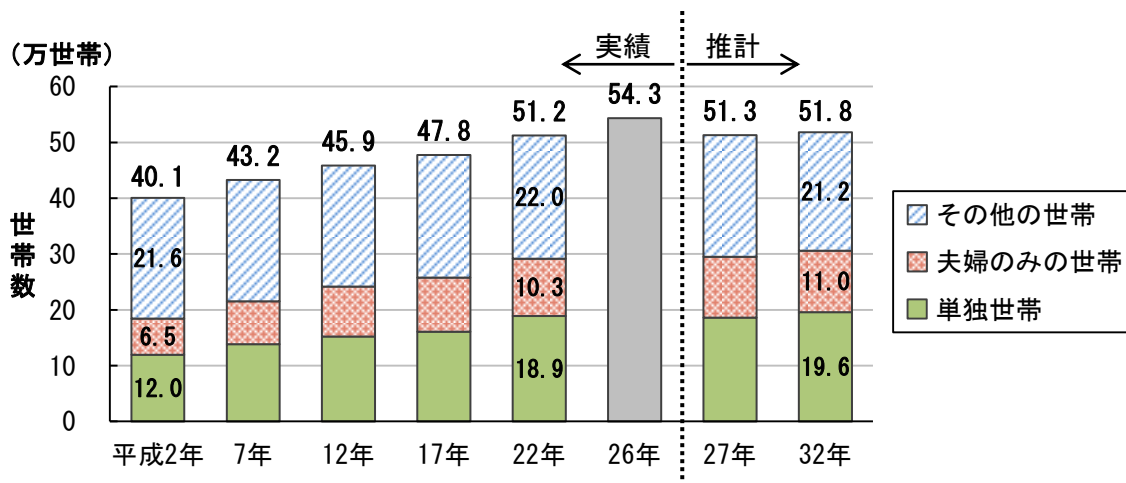
資料 (H26年) 住民基本台帳登録人口 (9月末現在)

資料 (H27～H52年) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成25年3月推計)」(10月1日現在)

(2) 世帯数

本市の世帯数（平成26年9月末現在）は、約54万3千世帯で、平成32年には約51万8千世帯になる見込みです。

図5 本市の世帯数及び世帯構成の推移



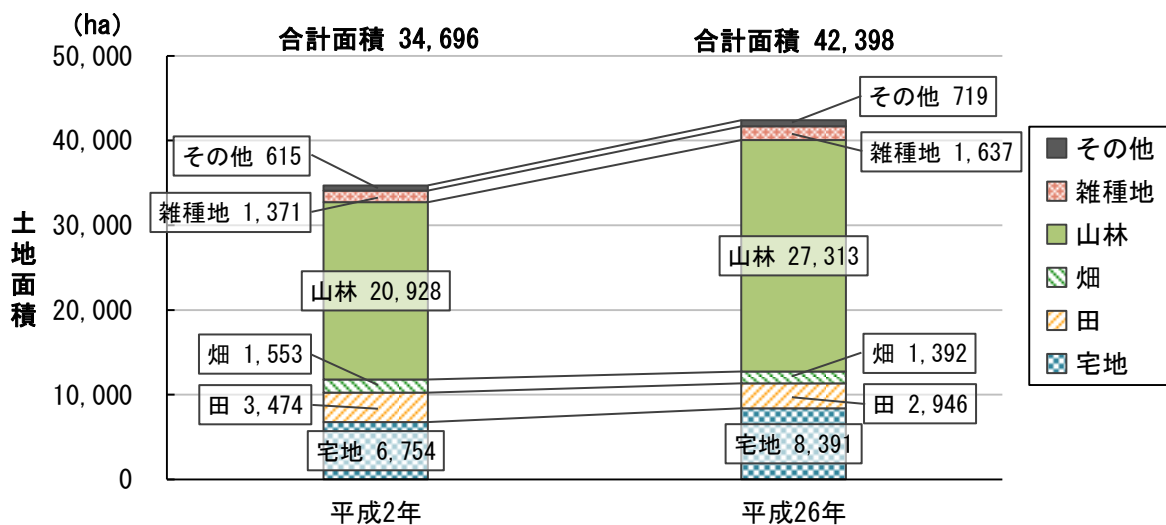
資料（H2～H22年） 国勢調査（10月1日現在）
 資料（H26年） 住民基本台帳登録世帯数（9月末現在）
 資料（H27、H32年） 第5次広島市基本計画（10月1日現在）

4 地目別土地面積

本市の地目別土地面積を見ると、平成17年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い、山林の面積及び合計面積が増加しています。

また、宅地の面積が増加し、田及び畑の面積が減少しています。

図6 本市の地目別土地面積（各年1月1日現在）



資料 広島市統計書
 注1 土地面積には、公有地、公共用道路、公園等の課税対象外の土地の面積は含まない。
 注2 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

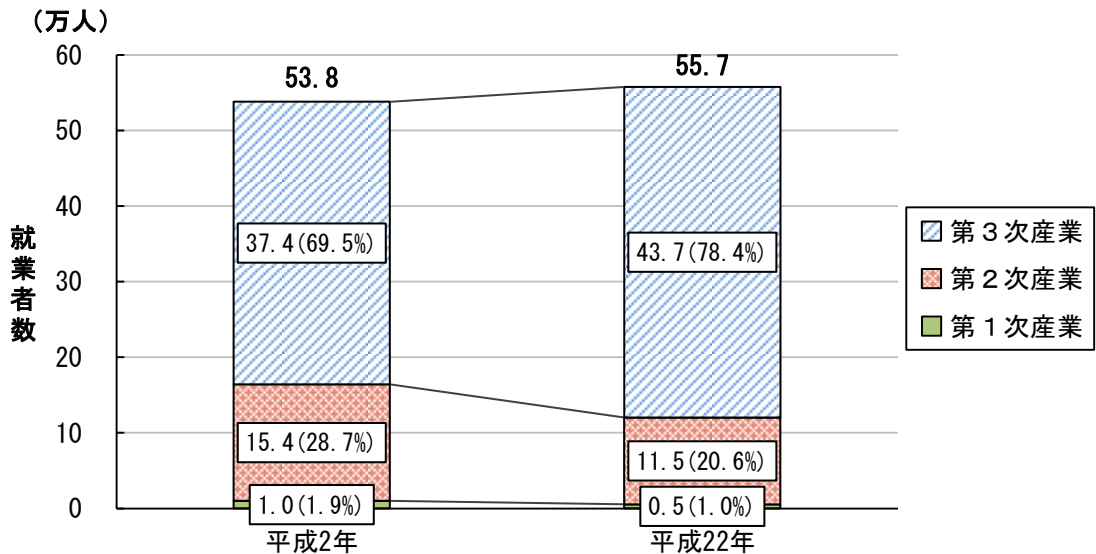
第1章 計画策定に当たっての基本的事項

5 産業構造

平成22年の本市の産業分類別就業者数（平成22年10月1日現在）を見ると、第1次産業は約5千人（1.1%）、第2次産業は約11万5千人（22.5%）、第3次産業は約39万人（76.4%）となっています。

平成2年のデータと比較すると、第3次産業の構成比が増加しており、産業構造のサービス化が進展しています。また、第1次産業及び第2次産業については、就業者数が減少しています。

図7 本市の産業分類別就業者数（各年10月1日現在）



資料 国勢調査

注1 第1次産業：農業、林業及び漁業、第2次産業：鉱業（平成22年は採石業及び砂利採取業を含む。）、建設業及び製造業、第3次産業：第1次産業及び第2次産業以外の産業（分類不能の産業を含む。）

注2 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

表1 本市の産業分類別就業者数の内訳（各年10月1日現在）

(単位：人)

区分	平成2年	平成22年
第1次産業	9,961	5,442
うち 農業	9,186	4,800
うち 林業	180	242
第2次産業	154,118	114,782
うち 建設業	56,310	46,793
うち 製造業	97,667	67,965
第3次産業	348,685	389,940
うち 卸売・小売業	148,601	109,460

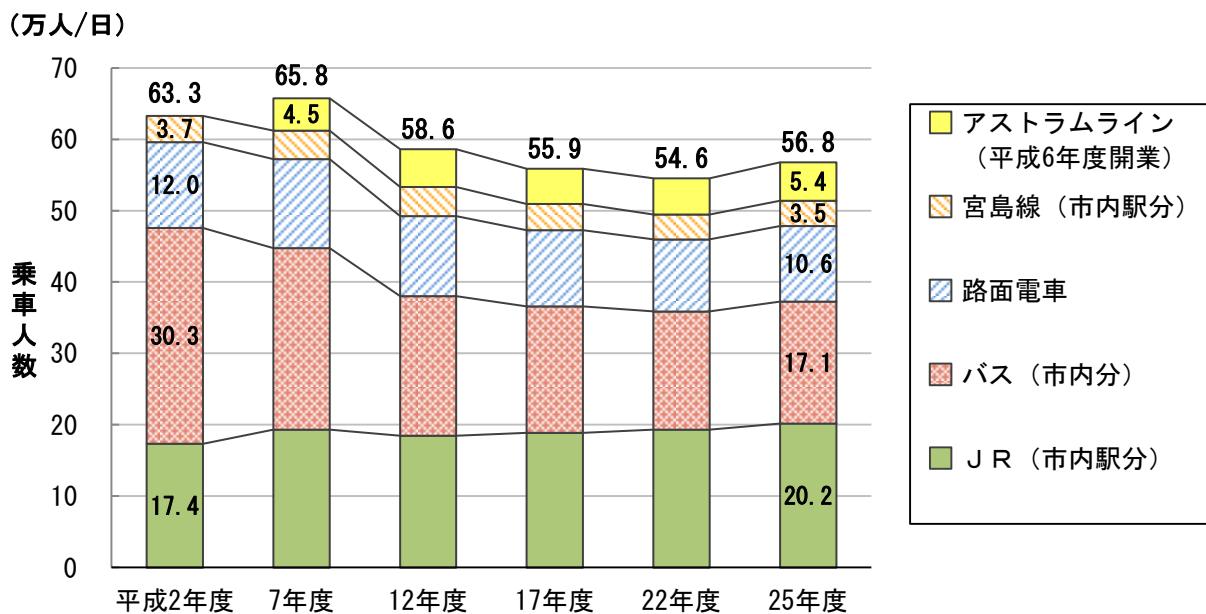
資料 国勢調査

注 第1次産業：農業、林業及び漁業、第2次産業：鉱業（平成22年は採石業及び砂利採取業を含む。）、建設業及び製造業、第3次産業：第1次産業及び第2次産業以外の産業（分類不能の産業を含む。）

6 交通の状況

本市における公共交通機関の乗車人数は、平成7年度以降減少していましたが、近年は微増傾向にあります。公共交通機関の中では、バスの乗車人数の減少が著しく、平成25年度の乗車人数は、平成2年度の乗車人数の約6割の約17万1千人にまで落ち込んでいます。

図8 本市における公共交通機関別乗車人数の推移



第7節 本市の環境を取り巻く様々な課題

1 人口減少社会・超高齢社会の到来

本市の総人口は、平成27年頃をピークに増加傾向から減少傾向に転じると予測されています。また、高齢化率は、平成52年には34.8%にまで達すると予測されています。

人口減少や高齢化が進行すると、働き手の減少、生産・消費の落ち込みに伴う税収の減少、社会保障費等の増大、交通弱者の増加等の様々な影響が生ずることが予想され、各分野における適切な対応が求められます。

表2 本市の人口の将来予測（各年10月1日現在）

(単位：万人)

区分	平成22年実績	平成27年推計	平成52年推計
総人口	117.4	118.8	109.3
年少人口（0～14歳）	16.8(14.3%)	16.4(13.8%)	12.1(11.1%)
生産年齢人口（15～64歳）	75.6(64.4%)	73.1(61.5%)	59.1(54.1%)
老年人口（65歳以上）	23.1(19.7%)	29.3(24.7%)	38.1(34.8%)
年齢不詳	1.9(1.6%)	—	—

資料（実績） 国勢調査

資料（推計） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

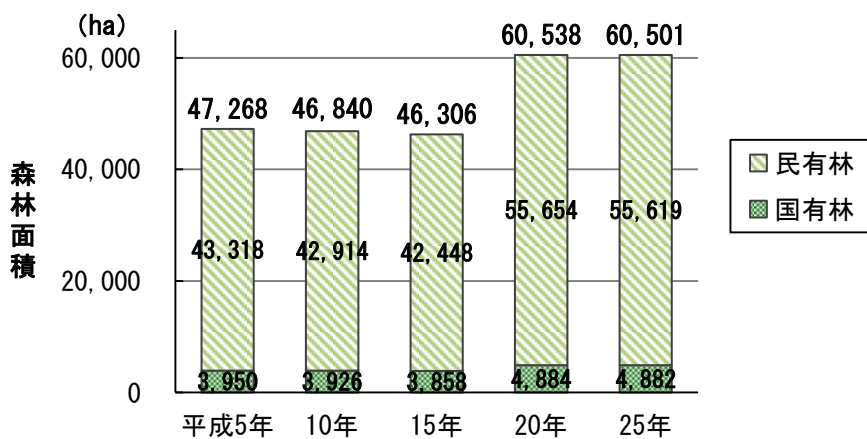
2 森林の荒廃

本市の区域の約3分の2を占める森林は、木材の生産機能のほか、水源の涵養、土砂流出の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、二酸化炭素の吸収等の様々な環境保全機能を有しています。

本市の森林面積は、平成17年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加して以降、横ばいの状況が続いていますが、森林所有者の高齢化等により、手入れが行き届かず、放置され、荒廃が進んでいる森林が増えています。

荒廃した森林では、森林が有する環境保全機能が低下するため、森林の保全に取り組む必要があります。

図9 本市の森林面積の推移（各年3月末現在）



資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

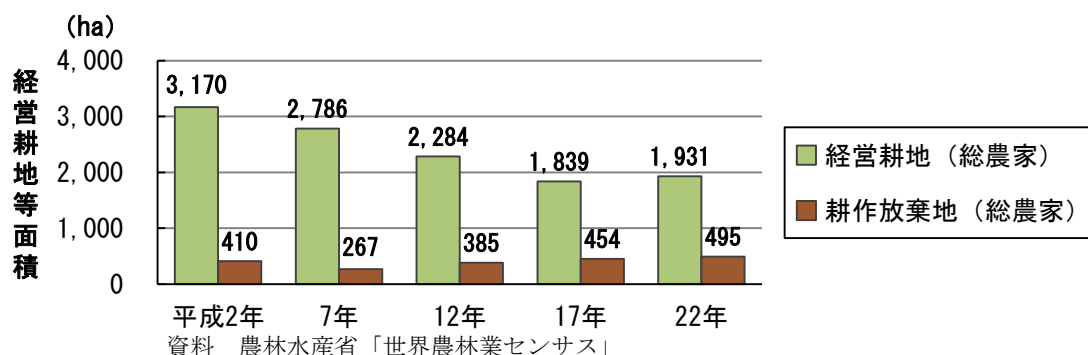
注 「民有林」とは、国有林以外の森林（私有林、市有林等）をいう。

3 農地の減少

農地は、耕作の目的に供されるという本来の機能のほか、水源の涵養、雨水の一時貯蔵による洪水の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、農村の景観の形成等の多面的機能を有しています。

本市の経営耕地面積は、平成17年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加したものの、農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加、都市化の進展による農地転用の増加等に伴い、平成22年の経営耕地面積は、平成2年の約6割の1,931haにまで減少しています。農地が有する多面的機能を持続的に発揮するためには、この減少を食い止める必要があります。

図10 本市の経営耕地等面積の推移（各年2月1日現在）



4 生物の多様性の危機

都市開発、森林・農地の荒廃、外来種の導入、地球規模の気候変動等は、生物の生息・生育環境の悪化をもたらし、生物の多様性は大きな危機に直面しています。

本市においても、多くの野生生物の絶滅が危惧されているため、その生息・生育環境の保全を進める必要があります。

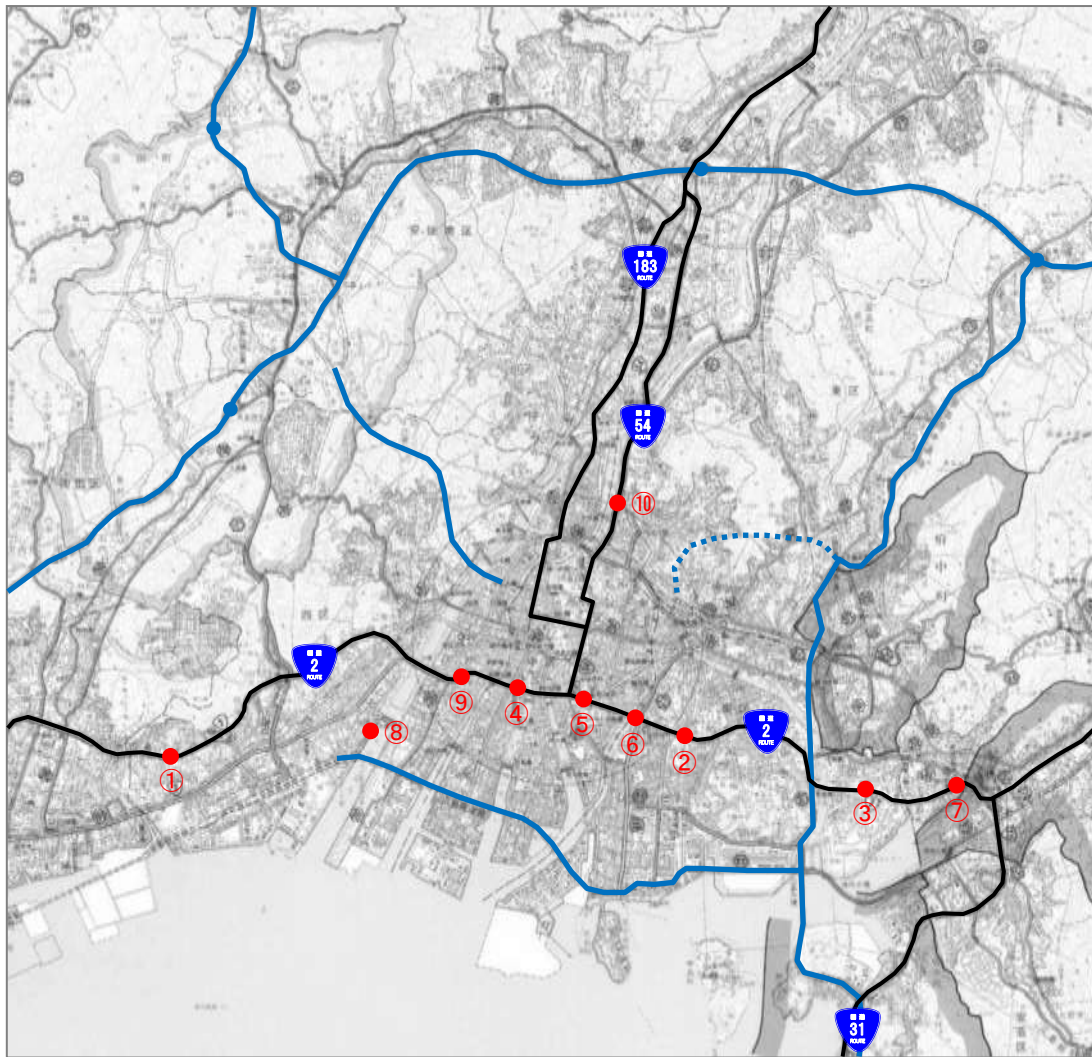
一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等、一部の野生鳥獣が生息域を拡大し、生態系、市民生活、農林業等への被害（平成25年度のイノシシ等の鳥獣による農林業等への被害額：約4,602万円（資料 広島市経済観光局農林水産部農政課））が発生していることから、鳥獣による被害を防止する対策も必要になっています。

5 交通渋滞

本市では、交通量の多い主要な幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。

交通渋滞は、物流等の経済活動、市民の移動等に悪影響を及ぼすだけでなく、自動車排出ガスによる大気汚染等の環境問題にもつながっていることから、交通渋滞の解消に向けた取組を進める必要があります。

図1-1 交通量が多い地点



— 国道
 — 高速道路等（山陽自動車道、広島自動車道、広島呉道路及び広島高速道路。破線は未供用。）

資料 道路交通局道路部道路計画課（平成26年度未現在の路線図）

番号	路線名	観測地点	交通量（台/日）
①	一般国道2号	西区井口鈴が台三丁目	81,376
②	一般国道2号	南区出汐二丁目	72,026
③	一般国道2号	南区堀越三丁目	71,393
④	一般国道2号	中区舟入本町	67,170
⑤	一般国道2号	中区国泰寺町二丁目	66,342
⑥	一般国道2号	南区皆実町	64,263
⑦	一般国道2号	安芸区船越南三丁目	62,608
⑧	市道西4区210号線	西区庚午中四丁目	61,356
⑨	一般国道2号	西区観音本町一丁目	57,482
⑩	一般国道54号	中区白島北町	57,171

資料 国土交通省「道路交通センサス」（平成22年）

6 大気汚染

本市では、市内に一般環境大気測定局を7か所、自動車排出ガス測定局を4か所設置し、大気の汚染の状況を常時監視しています。

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については環境基準が達成されていますが、PM2.5（微小粒子状物質）及び光化学オキシダントについては環境基準が達成されていない測定局があることから、引き続き、大気質の維持向上を図る必要があります。

表1 大気汚染に係る環境基準達成率の推移

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二酸化硫黄	一般局※1	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
二酸化窒素	自排局※2	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
	自排局	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)
浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局)	43% (3/7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	50% (2/4局)	0% (0/4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
PM2.5 (微小粒子状物質)	一般局	—	0% (0/1局)	0% (0/2局)	0% (0/3局)	25% (1/4局)
	自排局	—	—	0% (0/1局)	0% (0/2局)	25% (1/4局)
光化学オキシダント	一般局	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)

資料 広島市環境局環境保全課

※1 「一般局」(一般環境大気測定局)とは、大気の汚染の状況を常時監視するための測定局であって、自排局以外の測定局をいう。

※2 「自排局」(自動車排出ガス測定局)とは、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気の汚染の状況を常時監視するための測定局をいう。

7 水質汚濁

本市では、国や県と共同して公共用水域(河川・海域)の水質等の調査を実施しています。

公共用水域の水質状況は、人の健康の保護に関する項目については、全ての地点で全項目環境基準が達成されている状況が続いていますが、生活環境の保全に関する項目については、河川は全ての水域で環境基準が達成されていますが、海域は全ての水域で環境基準が達成されていない状況が続いています。このことから、引き続き、水質の維持向上を図る必要があります。

表2 水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人の健康の保護 に関する項目	河川	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)
	海域	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)
生活環境の保全 に関する項目	河川 (BOD※1)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)
	海域 (COD※2)	25% (1/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)

資料 広島市環境局環境保全課

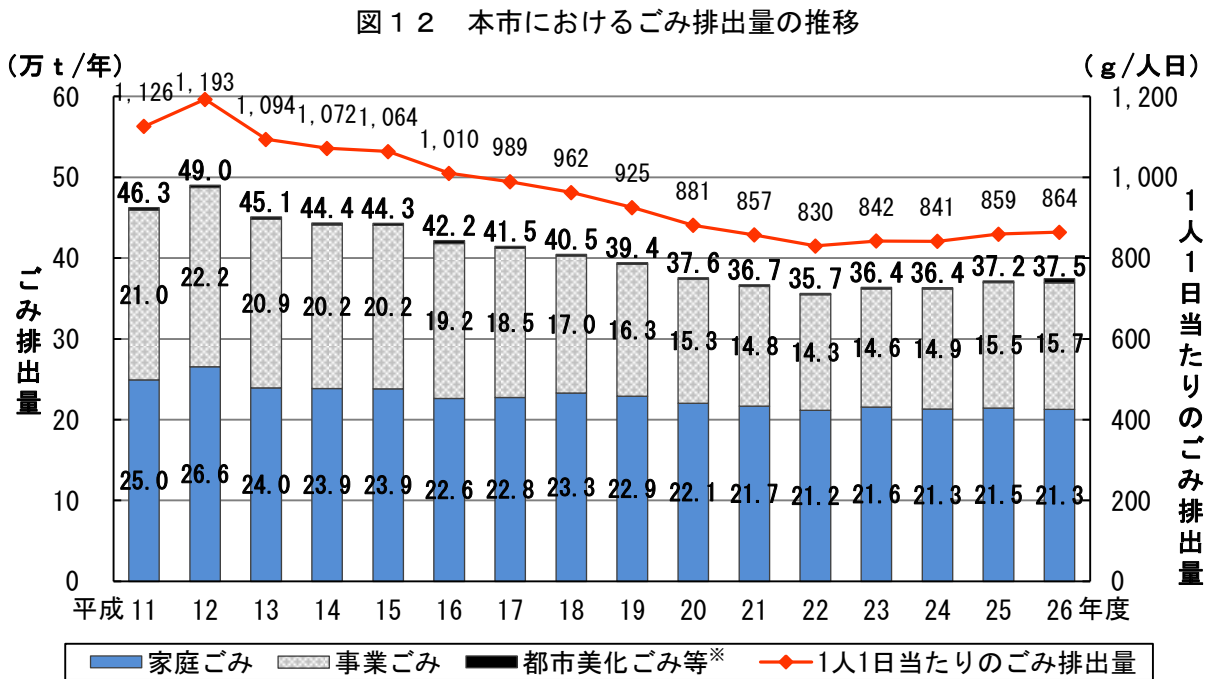
※1 「BOD」(Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量)とは、河川の代表的な水質指標で、バクテリアが一定時間内に水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量をいう。

※2 「COD」(Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量)とは、海域の代表的な水質指標で、酸化剤により水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量をいう。

8 廃棄物排出量の増加

(1) 一般廃棄物（ごみ）

本市におけるごみ排出量は、平成13年度以降減少傾向にありましたが、平成23年度から微増傾向に転じているため、ごみの減量等に取り組む必要があります。



資料 広島市環境局業務部業務第一課

※ 平成26年度の都市美化ごみ等には、平成26年8月20日豪雨災害に係る災害廃棄物3,522トンを含む。

(2) 産業廃棄物

本市における産業廃棄物発生量は、最近増加傾向にあるため、産業廃棄物の発生抑制等に取り組む必要があります。

表3 本市における産業廃棄物発生量

(単位：万t/年)

区分	平成20年度	平成25年度 (比較用※1)	平成25年度
産業廃棄物発生量	194.2	220.4	223.6
有償物量※2	9.4	10.5	10.5
産業廃棄物排出量	184.8	209.9	213.1

資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

※1 平成20年度の調査と平成25年度の調査とでは対象業種が異なるため、比較用に、平成20年度の調査の対象業種に限定した集計結果を算出した。

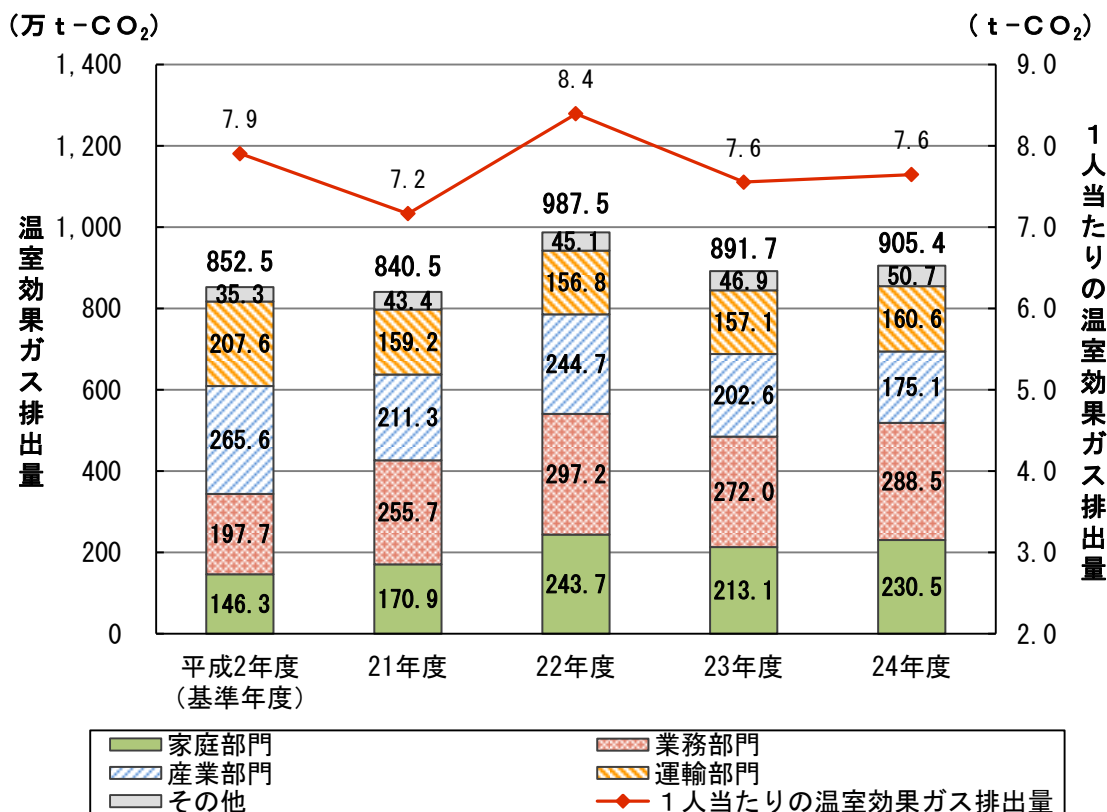
※2 「有償物量」とは、産業廃棄物発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却された量をいう。

9 温室効果ガス排出量の増加

本市における平成24年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素（CO₂）換算）は、905.4万トンで、基準年度（平成2年度）比で6.2%増加しています。一方、1人当たりの温室効果ガス排出量は、7.6トンで、基準年度比で3.2%減少しています。

部門別に見ると、基準年度比で、産業部門は34.1%の減少、運輸部門は22.6%の減少となっている一方、家庭部門は57.6%の増加、業務部門は45.9%の増加と大幅に増加しており、家庭部門及び業務部門の温室効果ガス排出量の削減が課題となっています。

図13 本市における温室効果ガス排出量の推移



資料 広島市環境局温暖化対策課

10 気候変動

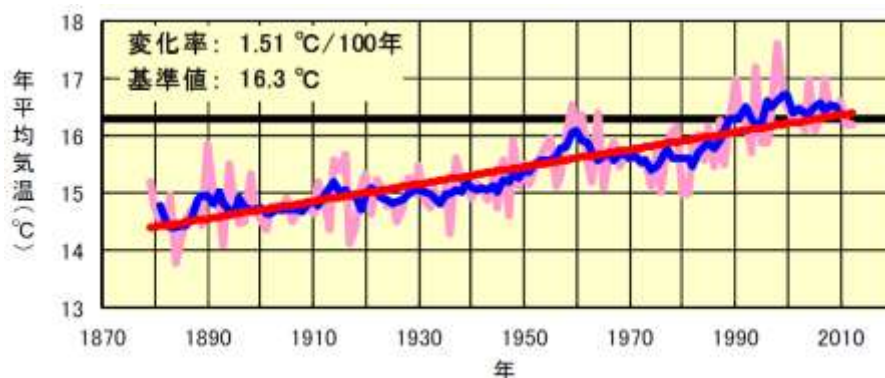
(1) 気温の長期変動

本市の年平均気温の推移を見ると、100年当たり（統計期間：明治12年（1879年）～平成24年（2012年））1.51℃の割合で上昇しています。

また、本市の真夏日（日最高気温30℃以上の日）及び冬日（日最低気温0℃未満の日）の年間日数について、昭和11年（1936年）～昭和62年（1987年）（広島地方気象台の観測場所の移転がなく、単純比較が可能な期間）の長期変化傾向を見ると、真夏日は有意な変化傾向は見られませんが、冬日は1940年代は平均約53日でしたが、1980年代には平均約34日に減少しています。

このため、このような地球温暖化に伴う気候変動による影響に適応するための取組を進める必要があります。

図14 本市の年平均気温の推移

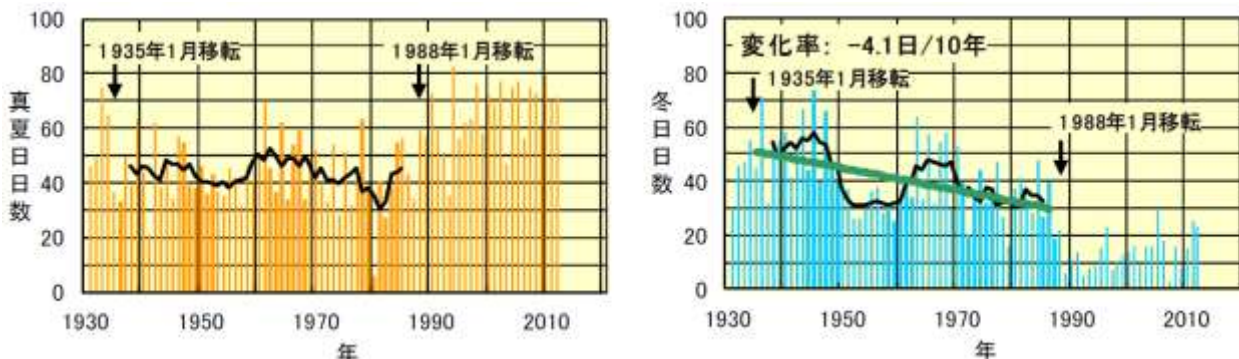


資料 広島地方気象台「中国地方の気候変動」

注1 折れ線（桃）は各年の値を、折れ線（青）は5年移動平均を、直線（赤）は長期変化傾向を、横太線（黒）は基準値（1981年～2010年）の平均値を示す。

注2 広島地方気象台は1935年1月及び1988年1月に観測場所を移転したため、移転前の観測データに、移転による影響を除去するための補正を行っている。

図15 本市の真夏日及び冬日の年間日数の推移



資料 広島地方気象台「中国地方の気候変動」

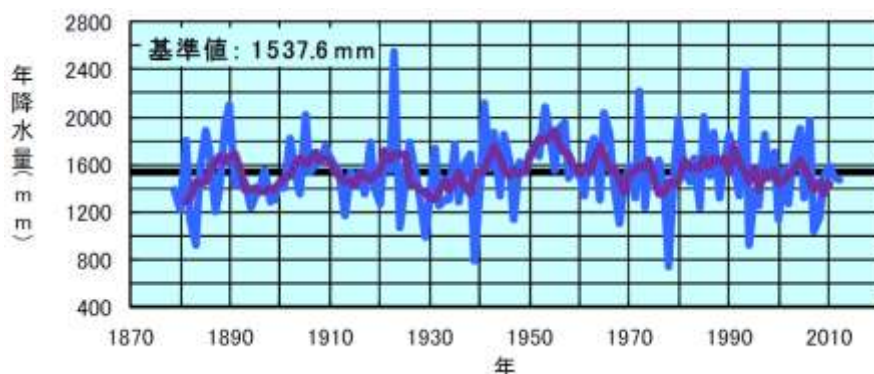
注 棒グラフは各年の値を、折れ線は5年移動平均を、直線（緑）は長期変化傾向を示す。

(2) 降水量の長期変動

年降水量及び時間雨量が20mm以上である日の年間日数については、有意な長期変化傾向は見られないものの、時間雨量が30mm以上である日の年間日数については、1980年代以降微増傾向が見られます。

このため、短時間強雨等に適応するための取組を進める必要があります。

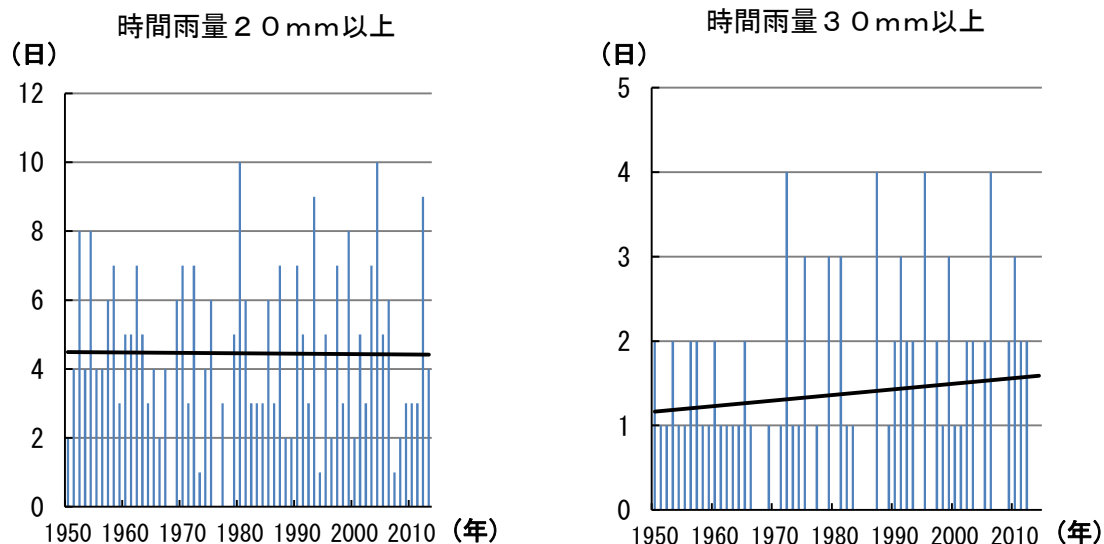
図16 本市の年降水量の推移



資料 広島地方気象台「中国地方の気候変動」

注 折れ線（青）は各年の値を、折れ線（紫）は5年移動平均を、横太線（黒）は基準値（1981年～2010年）の平均値を示す。

図17 本市の時間雨量が一定以上である日の年間日数の推移



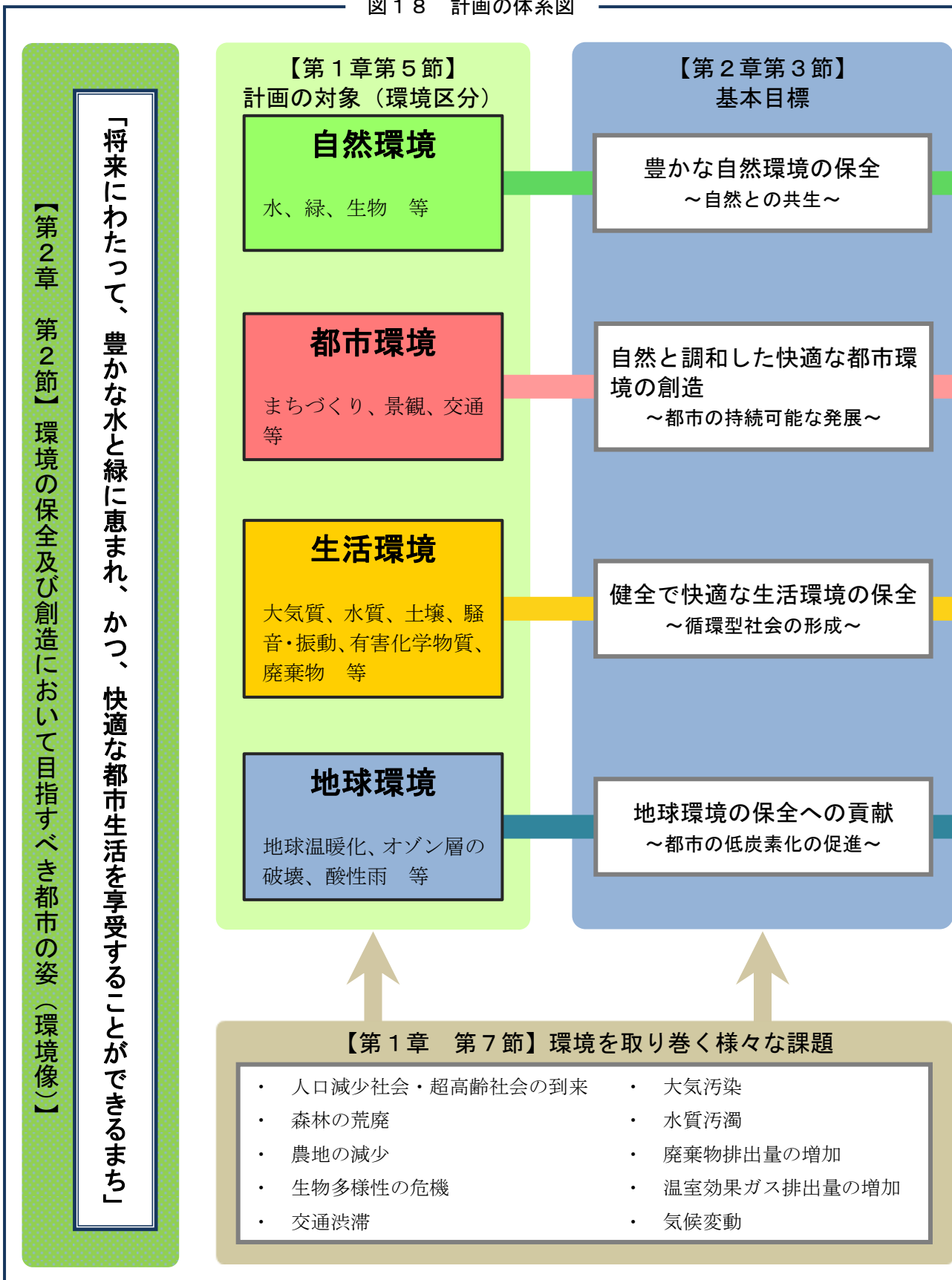
資料 広島地方気象台

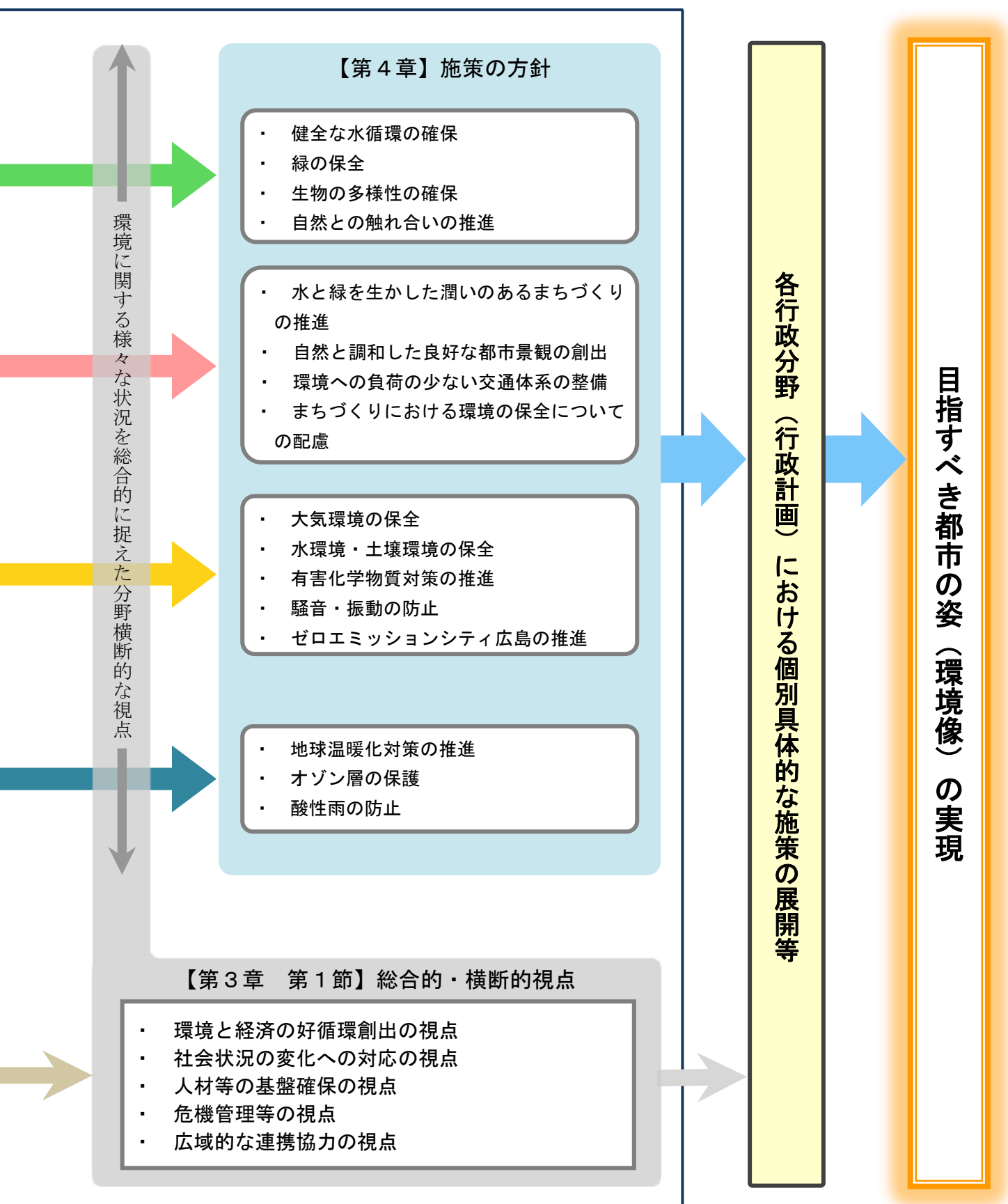
注 折れ線（青）は各年の値を、折れ線（紫）は5年移動平均を、直線（黒）は長期変化傾向を示す。

第2章 目指すべき環境像と基本目標

第1節 計画の体系図

図18 計画の体系図





第2節 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）

今から70年前、本市は、原子爆弾により壊滅的な打撃を受け、多くの市民が水を求めながら亡くなり、市内中心部の樹木は焼失し、緑が完全に失われた灰色の都市となりました。

「75年間は草木も生えぬ」とまで言われたまちの廃墟から草木が芽生え、悲しみに打ちひしがれていた市民に生きる希望と勇気を与えました。また、市内を流れる太田川は、市民の生活に潤いと安らぎを、そして、産業の復興に多大なる恩恵をもたらしました。

水と緑は、生命（いのち）と平和の象徴です。

この水と緑の恵みの下、市民の思い、英知、たゆまぬ努力により、本市は、目覚ましい復興を遂げ、現在は、中四国地方の中核機能を担う都市にまで発展しました。

このようなことを考えると、今、このまちで生きている私たちは、廃墟から現在のように美しいまちにまで本市を復興させ、発展させた先人に感謝し、将来の世代に、豊かな水と緑、快適で美しい景観を有する質の高い都市環境を継承していく使命があります。

そして、本市は、被爆後100年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していかなければなりません。

以上のことと広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を、次のとおり設定します。

【環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）】

**「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、
かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」**

【参考】 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第3節 基本目標

本市が目指すべき環境像の実現に向け、四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）ごとの基本目標を、次のとおり設定します。

1 豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～

健全で恵み豊かな自然環境は、全ての生物の生存及び私たちの健康で文化的な生活に必要なものです。

このため、本市の太田川河口デルタを流れる六つの川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々等、水と緑に代表される本市の豊かな自然の保護、生物の多様性の確保への配慮、自然との触れ合い等を通じて自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を保全します。

2 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～

水と緑に代表される豊かな自然の恵みの下、本市は、戦後、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺部、その外側の中山間地及び島しょ部等の地域の特性に応じて発展してきた一方で、河川の氾濫による水害、急傾斜地における土砂災害等の被害も受けてきました。

このため、今後も、地域の自然的特性等を生かしつつ、まちづくりに係る環境への負荷の低減及び防災対策に配慮しながら、都市の持続可能な発展を図り、将来にわたって自然と調和した快適な都市環境を創造します。

3 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動等は、環境に大きな負荷を与え、その結果として起こる大気汚染、水質汚濁等の公害及び廃棄物の問題は、市民の健康、生活等に悪影響を及ぼします。

このため、引き続き、大気質、水質等の維持向上に努め、公害の発生を防止するとともに、廃棄物の発生抑制・循環利用・適正処理等により循環型社会を形成し、将来にわたって健全で快適な生活環境を保全します。

4 地球環境の保全への貢献 ～都市の低炭素化の促進～

地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境に係る問題は、規模が大きい上に、様々な問題が複雑に絡み合い、その解決は容易ではありません。

しかし、地球規模の環境問題は、人類最初の被爆都市である本市が戦後一貫してその廃絶を訴え続けてきた核兵器の問題と同様に人類の生存を脅かすものであり、人類共通の福祉のため、その解決に向けて国際社会が共同して取り組む必要があります。

このため、社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の排出抑制等に取り組んで都市の低炭素化を促進するなど、将来にわたって地球環境の保全に貢献します。

第3章 総合的・横断的視点等

第1節 総合的・横断的視点

環境問題には地域レベルのものから地球レベルのものまでがあり、その内容も多岐にわたっています。また、環境問題は、今後ますます複雑化・多様化していくことが予想されます。

こうした中、本市が目指すべき環境像の実現に向けて諸施策の展開等を行うに当たっては、環境に関する様々な状況を総合的に捉えた上での分野横断的な視点がより一層必要となってきます。

このため、複雑化・多様化する環境問題に的確に対応できるよう、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を、次のとおり設定します。

1 環境と経済の好循環創出の視点

従来、環境の保全は経済活動を制約する要因として考えられてきましたが、近年、環境・エネルギー分野における新しい技術の開発促進、環境産業の育成等により、雇用の創出や経済活動の発展を図る動きが拡大しており、その経済活動の発展が新たな投資を呼び、その結果、環境の保全等が促進されています。

このため、諸施策の展開等に当たっては、環境の保全等に係るビジネスが経済を発展させ、その発展が環境分野を中心に様々な経済活動につながり、さらに、それが環境の保全等に資するという、環境と経済の好循環創出の視点が必要です。

2 社会状況の変化への対応の視点

今後の人口減少社会、超高齢社会においては、農林業の担い手の減少による里地・里山の荒廃、まちの美化等に係る地域コミュニティの機能の低下、交通弱者の増加、社会保障費の増大等、環境保全の面のほか、社会の様々な面において影響が生ずることが予想されます。

また、老朽化したインフラ等の公共施設の維持管理費等が増大し、社会保障費の増大等と相まって、財源の確保が更に困難になることが予想されます。

このため、諸施策の展開等に当たっては、人口減少、高齢化、財源確保の困難化等の社会状況の変化を踏まえ、環境保全活動の担い手の確保・育成、地域コミュニティの活性化等を通じて環境の保全及び創造に取り組むとともに、公共交通を中心とした交通ネットワークの構築、集約型都市構造の形成等に配慮しながらまちづくりを進めるという、社会状況の変化への対応の視点が必要です。

3 人材等の基盤確保の視点

環境問題の解決に当たっては、市民一人一人が日々の暮らしの中で環境に配慮した具体的な行動を積み重ねていくことが必要です。

また、環境問題の解決に向けた取組をより効果的なものにするためには、個人の行動に加え、市民、事業者、行政等の多様な主体が行動することが必要です。

このため、諸施策の展開等に当たっては、市民、事業者等各主体の特性等を踏まえた上で、それぞれの環境意識を向上させてその意識が環境の保全等に資する具体的な行動に結び付くように配慮するとともに、市民、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら協働するなどの仕組みを確保するという、人材等の基盤確保の視点が必要です。

4 危機管理等の視点

東日本大震災、平成26年8月20日豪雨災害等を契機に、災害対策の重要性が一層強く認識され、更なる防災対策が求められています。

また、地球温暖化に伴う気候変動等による影響（災害の増加、農作物の品質低下、生態系の変化、熱中症等の健康被害の増加等）への適応が必要とされています。

このため、諸施策の展開等に当たっては、気候変動等による様々な分野における影響を考慮しながら安心・安全なまちづくりを推進するという、危機管理等の視点が必要です。

5 広域的な連携協力の視点

河川の水源となっている上流域の森林の保全、外来種の導入防止等の課題に対応するためには、行政区域を越えて広域的な取組を行う必要があります。

このため、諸施策の展開等に当たっては、広島広域都市圏の将来像等も見据えながら、適宜、国、他の地方公共団体等と連携を図るという、広域的な連携協力の視点が必要です。

なお、四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）は密接不可分な関係にあり、また、環境問題には地域レベルから地球レベルまでの様々な局面における自然的・経済的・社会的諸条件が関わっていることから、環境問題に的確に対応するためには、上記五つの視点のほか、複眼的な視点が必要です。

第2節 環境配慮指針

環境に影響を及ぼすおそれがある事業を計画するに当たっては、環境の保全についての適正な配慮が行われる必要があります。また、本市の区域内の自然的・社会的条件は一様でないことから、環境の保全についての適正な配慮は、地域の自然的特性等を考慮して行われる必要があります。

これに関し、本市では、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）第4条第1項の規定に基づき、環境配慮指針を策定しています。この指針は一定規模以上の開発事業等を対象とするものですが、それ以外の事業であって環境に影響を及ぼすおそれのあるものを計画する際にも、当該指針の趣旨及び内容を参考とすることとします。

第4章 施策の方針

本市が目指すべき環境像の実現に向け、施策の方針を、以下のとおり示します。

この章において、各施策の方針は最も関連の深い環境区分に関連付けていますが、この方針のうちには他の環境区分に関わるものがあるため、個別具体的な施策の展開等に当たっては、総合的・横断的視点を踏まえるとともに、他の環境区分の施策の方針にも留意する必要があります。

なお、各施策の方針に関する指標等であって参考となるものを各節の末尾に掲げて、その指標等の現況及び目指すべき方向を示します。

第1節 豊かな自然環境の保全

1 健全な水循環の確保

生命の源である水は、太陽の熱を受けて海域等から蒸発して雲を作り、雨等となって地表等に降り、水源の涵養等の多面的機能を有する森林の土壌等に浸透して貯留された後、ゆっくりと流出して地表水又は地下水となり、河川の流下等により海域等に至り、再び太陽の熱を受けて蒸発します。

この循環の過程において、水は、時には、河川の洪水等の災害をもたらすこともありますが、大気、土壌等の自然環境の他の要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

本市において、広島県西部の中国山地に水源を有し、複数の市町の区域を経て本市の中心部を流れる太田川は、過去に洪水が発生したこともありますが、市民の生活に潤いや安らぎを与え、戦後の産業復興に多大なる恩恵をもたらしました。また、流域の山々から供給される栄養塩等を含む太田川の水は、全国的にも有名な広島かきの養殖にも恵みをもたらしています。

しかし、近年、森林の荒廃等が進んでおり、また、都市化の進展等による雨水の地下浸透量の減少に伴い、平常時の河川流量の減少及び洪水時の流量増加のおそれが生じています。

また、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しており、施設の能力を上回る水害が頻発化・激甚化することにより、水供給・排水システムが適切に機能しなくなるおそれが生じています。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動等による無降水日数の増加や積雪量の減少により、河川への流出量が減少することも懸念されています。

このため、水循環に関する様々な事象を総合的かつ一体的に捉えた上で、健全な水循環の確保に関する諸施策の展開等を図っていく必要があります。

(1) 水の適正かつ有効な利用の促進

水インフラ（貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体をいい、具体的には、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、水道施設、下水道施設等がこれに当たります。）の適切な整備、維持管理等により、安定した水供給・排水を確保するとともに、水の効率的利用等を図ります。

(2) 雨水等の貯留・涵養機能の維持向上

森林、農地及び市街地等における緑地の保全等により、雨水等の貯留・涵養機能の維持向上を図ります。

(3) 水循環に係る他の地方公共団体等との連携協力

他の地方公共団体、事業者、民間団体等と連携協力し、各水系（太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系）に係る水循環に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図ります。

2 緑の保全

森林、市街地近郊や中山間地の農地等の緑は、水源の涵養、土壌の保全、生物多様性の保全、潤いのある景観の形成、二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。

本市の区域の緑は、おおむね、太田川河口デルタに形成された市街地における緑（平和大通りの緑地帯、河岸緑地等）、当該市街地を取り囲む緑、その周辺で市街化の進んでいる地域と丘陵地の緑、その外側の大規模な緑（山林）及び島しょ部の緑に区分することができ、本市の区域の約3分の2は森林です。

しかし、近年、都市化の進展や農林業の担い手の減少等を背景に、森林の荒廃並びに農地及び市街地等の緑の減少が続いているため、森林、農地、市街地等の緑の有する多面的機能の低下が懸念されています。特に、深層風化した花崗岩等の脆弱な地質から成る山地の多い本市においては、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加している中、山地災害防止機能や土壌保全機能の低下が危惧されています。

このため、森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る必要があります。

(1) 健全な森林の育成・保全

水源の涵養、土壌の保全等の多面的機能の維持増進に配慮しながら、森林の保育作業、間伐等を実施し、健全な森林の育成・保全を図ります。

また、太田川流域の他の地方公共団体等と連携しながら水源林を育成・保全し、水源涵養機能の維持向上を図ります。

(2) 森林づくりを支える担い手の育成

林業事業者等の関係団体と連携し、林業の振興を図るとともに、森林づくりの担い手を育成します。

また、森林づくりには、市民の幅広い支援が欠かせないことから、森林との触れ合い等を通じて市民の森林保全意識を向上させるとともに、森林づくり活動を継続的に実践する森林ボランティアの育成等を行います。

(3) 農地の保全

ほ場などの農業基盤の整備等により、耕作条件を向上させるとともに、農地の特性に合わせた利活用を進め、農地の保全を図ります。

(4) 環境への負荷の少ない農業の推進

耕作等に当たっては、生態系への影響に配慮するとともに、有機農法、減農薬栽培等の環境への負荷の少ない農法の開発・普及及び地産地消の推進を図ります。

(5) 農業の担い手の育成

農業の持続的な振興を図るため、認定農業者、新規就農者、女性農業士等の農業従事者のほか、農業ボランティア等の市民も含めた多様な農業の担い手を育成します。

3 生物の多様性の確保

生物の多様性は、大気・水・栄養の循環等の様々な動きを通じて人間も含め全ての生物の存続基盤となっています。また、私たちの暮らしは、食料、木材等の資源の供給、多様な文化の形成等、生物の多様性がもたらす多くの恵みによって支えられています。

水と緑に恵まれている本市には、中山間地等の森林・農地、河川等に多様な生物が生息しており、太田川河口のデルタ市街地では、点在する大小の公園緑地によって緑の回廊が形作られ、市街地を流れる河川や広島湾とともに生態系ネットワークを形成し、多様な生物のすみかとなっているという特徴があります。

しかし、近年、都市開発、森林・農地の荒廃、外来種の導入、地球規模の気候変動等によって生物のすみかとなる自然環境の一部が失われるなど、本市の生物の多様性は危機に直面しています。

また、一部の野生鳥獣が生息域を拡大し、農林業等への被害が発生していることから、鳥獣による被害を防止する対策が求められています。

このため、関係行政機関等と連携するなどして、生物の多様性の確保に係る適切な管理や保護対策を行う必要があります。

(1) 生物の多様性に関する普及啓発

生物の多様性の現状や重要性について市民の理解を深めるため、生物の多様性に関する広報活動等を通じて普及啓発を図ります。

(2) 生物の生息・生育環境の確保

森林、水辺等の適正な整備、保全等により、生物の生息・生育環境の確保を図ります。

(3) 外来種対策の推進

人によって導入され、在来種の駆逐や生態系の攪乱等、生態系に悪影響を与えている外来種について、関係行政機関等と連携し、情報収集、普及啓発、特定外来生物の導入防止・防除等の対策を推進します。

(4) 鳥獣被害対策の推進

生息域を拡大し、生態系、市民生活、農林業等に被害を与えている野生鳥獣について、捕獲による個体数の管理、防護柵の設置等の被害防止対策を推進します。

4 自然との触れ合いの推進

自然との触れ合いは、心に潤いや安らぎをもたらすほか、自然や環境に関する理解を深め、環境保全意識を向上させるという環境教育・環境学習の効用も有しています。そして、市民一人一人の環境保全意識が向上すれば、様々な場面において、豊かな自然環境の保全に資する動きにつながります。

本市は、太田川河口デルタを六つの川が流れ、南側は瀬戸内海に面し、北側には緑濃い山々があるなど、水と緑に恵まれており、また、広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、広島市三滝少年自然の家等、森林、動植物等に触れることのできる施設もあります。

このため、本市に存する自然、公共施設等を適切に生かして、多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結び付くような仕組みを確保することが必要です。

(1) 自然と触れ合う体験の機会の提供

市民等による広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、広島市三滝少年自然の家等の公共施設の利用を促進するとともに、身近な森林、里山、水辺、農地、公園等においても自然と触れ合う機会が設けられるよう市民等による自発的な環境保全活動等を促進します。

(2) 自然との触れ合いに係る人材等の基盤確保

自然と触れ合う体験等において、環境の保全に関する情報を的確に提供できる人材等の基盤確保を図ります。

第4章 施策の方針

【豊かな自然環境の保全に関して参考となる主な指標等】

区 分		現 況	目指すべき方向
水の健全な循環の確保等	漏水率(水道施設)(平成26年度)	3.2%	減少
	降雨による浸水被害件数(平成26年度)	168件	減少
緑の保全	森林面積(平成25年)	60,501ha	維持
	林業従事者数(平成22年)	242人	増加
	森林ボランティアの活動者数(平成26年度)	7,039人	増加
	経営耕地面積(平成22年)	1,931ha	増加
	耕作放棄地(平成22年)	495ha	減少
	農業従事者数(販売農家)(平成22年)	5,531人	増加
	認定農業者、新規就業者、女性農業士等の育成人数(平成26年度)	329人	増加
生物の多様性の確保	絶滅のおそれのあるもの(平成18年)	269種	減少 (絶滅のおそれなくなる)
	環境指標種 ^{※2} (平成18年)	49種	—
	イノシシ等の鳥獣による農林業等への被害額(平成26年度)	4,713万円	減少
自然との触れ合いの推進	自然との触れ合い施設等の利用者数(平成25年度)	1,151,801人	増加
	自然との触れ合い事業の参加者数(平成25年度)	48,140人	増加

※1 レッドデータブック「広島市の生物」(平成18年)

※2 ごく狭い幅の環境にのみ適応するため、その存在が環境条件の指標となる種。

第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造

1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進

都市において、河川等の水は、飲料水等として利用されるのみならず、人々の生活に潤いと安らぎを与え、また、観光、文化、交通、漁業等の様々な社会経済活動を支え、さらに、ヒートアイランド現象の緩和等にも貢献します。

また、都市において、森林、農地及び市街地等の緑は、雨水の浸透、生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収等、多面的な機能を有しています。

本市は、太田川河口デルタに6本の美しい川が流れ、瀬戸内海に面し、都心部を中心に美しい水辺が形成されていることから、「水の都」と呼ばれており、本市の河川は、樹林の生えた中州、アシの茂る干潟、河岸緑地のまとまった緑地等、豊かな自然が残された水辺を有し、多様な生物の生息・生育場所となっています。

また、本市の区域の約3分の2は森林であり、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺の市街化の進んでいる地域及び丘陵地並びにその外側の中山間地及び島しょ部において、それぞれ特徴的な緑が広がっています。

特に、市街地は、「広島のを永遠の緑におおわれた平和郷に」というスローガンの下に行われた戦後の供木運動、緑化運動等により都市緑化が推進され、平和大通りの美しい緑や河岸緑地は、市民や本市を訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしています。

このため、市街地の水辺や緑の整備、保全及び活用により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する必要があります。

(1) 水辺を生かしたまちづくりの推進

河岸緑地、親水護岸、水辺の歩行環境の整備、水上交通の活性化等水辺の施設等の整備、水辺での商業施設の展開、イベント開催等水辺の有効利用の促進等により、水辺を生かしたまちづくりを推進し、もって「水の都」である本市の都市環境を向上させます。

(2) 緑のまちづくりの推進

学校等の公共施設を市街地における緑の拠点に位置付け、率先して緑化を推進するとともに、美しい道路景観及び道路交通の快適性の向上にもつながる市街地の幹線道路の緑化を推進するなど、市街地の緑化を推進します。

また、住民の交流、地域のコミュニティの形成、災害時の避難場所等の役割を果たしている公園緑地について、それぞれの機能や地域の状況に応じた適切な整備を推進します。

2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出

美しい景観は、潤いと安らぎのある都市生活の実現に欠かせないものです。

市内中心部を流れる幾筋もの川、緑あふれる山々、大小の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海、にぎわいと秩序ある都市の街並み、山裾に広がる田園等の本市の多彩な景観は、本市特有の自然とそこに暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成され、市民の共通の財産となっています。

このため、今後も、本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む必要があります。

また、本市には、毎年、国内外から多くの観光客が訪れるため、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む必要があります。

(1) 美しく品のある都市景観の創出

水と緑に代表される本市の豊かな自然や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の市街地の特徴的な景観を生かしながら、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、美しく品のある都市景観の創出に取り組みます。

(2) ごみのないまちづくりの推進

門前清掃についての普及啓発、ボランティア清掃への支援等を通じ、市民等による自主的な清掃活動の一層の定着を図るとともに、市内中心部における巡回清掃・巡回パトロール等により、まちの美化、ばい捨て防止対策等を推進します。

3 環境への負荷の少ない交通体系の整備

人や物資を円滑に運ぶ交通は、経済活動等に資するものであり、快適な都市生活の実現に欠かせないものである一方で、自動車等の交通手段は、燃料等のエネルギーの消費、二酸化炭素の排出、騒音の発生等により、環境への負荷を生じさせています。

本市では、通勤や買物等を目的とした日常的な交通は自動車に依存する傾向が強く、主要な幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。交通渋滞は、市民の移動を阻害するほか、二酸化炭素、大気汚染物質等の排出量を増加させ、自動車から発生する騒音を集中させるなど、環境の悪化の要因となっています。

また、その一方で、高齢化等に伴い自動車を利用できなくなるなど、移動手段の限られる市民が増加しており、買物、通院等の日常生活を支える公共交通の確保が求められています。

このため、自動車交通から公共交通への転換、各地域の特性や課題に応じた公共交通サービスの充実強化等により、環境への負荷が少なく、安全に安心して、かつ快適に利用できる交通体系の整備を図る必要があります。

(1) 公共交通を中心とした交通体系の整備

自動車に過度に依存しない交通体系を目指し、環境への負荷の低減を図るため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築、公共交通サービスの充実強化等により、公共交通を中心とした交通体系の整備を図ります。

(2) 都市内移動の円滑化

道路網の整備、交差点改良による渋滞対策等を推進し、都市内移動の円滑化を図ります。

(3) 環境への負荷の少ない自動車の普及促進

環境への負荷の少ない低公害車・低燃費車の導入推進、走行空間・充電施設の整備等により、その普及促進を図ります。

(4) 自転車・徒歩への転換の促進

安全で快適な自転車走行空間及び歩行空間の整備等により、環境への負荷が少なく健康的な交通手段である自転車及び徒歩への転換を促進します。

4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮

まちづくりに係る開発事業等については、様々な行政法令に基づく規制がありますが、直接規制の対象にならないものであっても、環境の保全の観点からは、地域の自然的特性等を十分に踏まえた上で行われることが望ましい場合があります。

また、人口減少社会・超高齢社会の到来といった社会状況の変化を踏まえ、エネルギー消費が少なく、都市インフラの維持・更新の効率化、公共交通や福祉サービスの効率的な提供等が進み、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る必要があります。この集約型都市構造への転換は、都市の低炭素化の促進にもつながるものです。

さらに、地球温暖化に伴う地球規模の気候変動等により、洪水等の災害の増加が懸念されていることから、日頃から、地域防災力を高めるとともに、災害時の被害を最小限に抑える体制の整備に取り組むなどして、防災・減災のまちづくりを進める必要があります。

(1) 地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進

開発事業等においては、地域の自然的特性等を十分に考慮した上で、環境の保全についての適正な配慮が行われたまちづくりを推進します。

(2) 集約型都市構造への転換

公共交通を中心としたネットワークの形成、居住機能、医療、福祉等の生活サービス機能の立地誘導等により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に生活サービス機能等を集積させた集約型都市構造への転換を図ります。

(3) 防災・減災のまちづくりの推進

防災に関する情報の提供、防災訓練、防災研修等を通じて市民一人一人の防災意識及び地域防災力の向上を図るとともに、災害時に迅速かつ円滑に災害応急対応を行うことのできる体制の整備等を進めることにより、安心して生活することができる防災・減災のまちづくりを推進します。

【自然と調和した快適な都市環境の創造に関して参考となる主な指標等】

区 分		現 況	目指すべき方向
水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進	水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水上交通の利用者数等の合計（平成26年度）	29万5千人	増加
	河岸緑地の整備済延長（平成26年度末）	26.2km	増加
	市街化区域における緑の面積の割合（平成19年度）	18.3%	維持
	公園緑地面積（平成26年度）	962.2ha	増加
自然と調和した美しく品のある都市景観の創出	建築物等景観協議・届出累計件数（平成26年度末）	10,496件	増加
	クリーンボランティア参加者数（平成26年度）	120,536人	増加
	不法投棄件数（平成26年度）	392件	減少
環境への負荷の少ない交通体系の整備	公共交通機関全体の利用者数（平成25年度）	56.8万人/日	増加
	低公害車及び低燃費車の登録台数割合（平成23年度）	59.6%	増加

第3節 健全で快適な生活環境の保全

1 大気環境の保全

きれいな大気は、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の大気環境は、大気汚染物質等の規制基準の遵守、低公害車等の増加等により、おおむね良好な状況にあります。PM_{2.5}（微小粒子状物質）及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成が難しい状況にあります。

このため、引き続き、大気の汚染の状況を常時監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る必要があります。

(1) 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガスによる大気汚染の低減を図るため、自動車交通から公共交通への転換、渋滞対策、低公害車の普及促進、アイドリングストップの呼びかけ等により、自動車排出ガス対策を推進します。

(2) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進

大気汚染の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、工場・事業場の排出ガス等対策を推進します。

(3) 大気汚染の状況の監視

環境基準が設定されている大気汚染物質等について、常時監視等を行います。

(4) 悪臭の防止

悪臭の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、悪臭の防止を図ります。

2 水環境・土壌環境の保全

きれいな水は、大気と同様に、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の水環境は、公共下水道の普及等によって改善され、おおむね良好な状況にありますが、広島湾の海域の水質については、一部の項目で環境基準が達成されていない状況にあります。

このため、引き続き、水質汚濁の状況を常時監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る必要があります。

また、土壌は、水の浸透・貯留、水質の浄化、食糧生産、有機物の分解等の様々な機能を有し、市民の生活基盤として大きな役割を果たしています。

汚染物質は土壌に蓄積されやすく、汚染された土壌の直接摂取や土壌中の有害物質によって汚染された地下水の飲用等により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本市においても、市街地の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化していることから、土壌汚染対策を推進する必要があります。

(1) 生活排水対策の推進

地域の特性を考慮し、効率的に汚水処理施設の整備を進めることにより、水質に影響を与える生活排水の処理を推進するとともに、市民に対し、水環境の保全についての普及啓発を図ります。

(2) 工場・事業場の排水対策の推進

水質汚濁の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、工場・事業場の排水等による水質汚濁を防止します。

(3) 水質浄化の推進

河川や広島湾の清掃、しゅんせつ等を促進することにより、河川及び海域の水質浄化を図ります。

(4) 水質保全に係る広域的な取組の推進

太田川流域又は瀬戸内海に係る地方公共団体等と連携し、広域的な水質保全活動に取り組みます。

(5) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策に関する法令に基づく土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置等を適正に実施することにより、土壌汚染対策を推進します。

(6) 水質等の監視

国・県と共同して水質等の調査を行い、公共用水域や地下水の水質等の状況を監視します。

3 有害化学物質対策の推進

産業活動や日常生活において利用されている多種多様な化学物質は、私たちの便利な生活を支えています。化学物質の中には、ダイオキシン類等、環境中に蓄積され、人の生命、健康等に悪影響を及ぼすおそれのあるものも少なくありません。

本市においては、ダイオキシン類について、大気、公共用水域等において環境基準を達成しており、ベンゼン等の有害大気汚染物質についても、環境基準を達成しています。

しかし、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質は、人の生命、健康等に重大な影響を与えるおそれのある物質であるため、的確に調査等を行い、本市の区域内の汚染状況を把握するとともに、必要な規制・指導、監視等の取組を進める必要があります。

(1) 有害化学物質発生源対策の推進

法令に基づき、ダイオキシン類を発生する廃棄物焼却炉などの施設、吹付け石綿（アスベスト）等を使用している建築物の解体現場等への立入検査・指導を実施すること等により、有害化学物質による環境汚染等を防止します。

(2) P R T R制度による対策の推進

法令に基づく、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量、廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量等を、把握・集計し、公表する制度であるP R T R制度（Pollutant Release and Transfer Register）化学物質排出移動量届出制度）の適切な運用により、化学物質による環境リスクの低減を図ります。

(3) 有害化学物質による汚染状況の監視

ダイオキシン類、石綿（アスベスト）、有害大気汚染物質等の有害化学物質について、常時監視等を行います。

4 騒音・振動の防止

騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、不快感を与えることから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は、交通機関、工場・事業場、建設作業等です。

本市においては、道路交通騒音等について環境基準が達成されていない地点が存在し、また、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、深夜営業騒音、家庭の生活音なども問題となってきていることから、それぞれのケースに応じて騒音・振動の解決に向けた取組を進める必要があります。

(1) 騒音等発生源対策の推進

それぞれの騒音等発生源に対し、規制、指導等を行い、騒音・振動の未然防止や低減を図ります。

(2) 騒音等の監視

自動車、鉄道、航空機、工場・事業場等の騒音・振動の監視等を行います。

5 ゼロエミッションシティ広島への推進

ごみ等の排出を抑制し、ごみ等の適正な分別、収集運搬、資源化、焼却、埋立て等を行うことは、快適な生活環境の実現に欠かせません。一方、この処理過程においては、燃料等の資源の大量消費、二酸化炭素の排出等により、環境への負荷がかかります。

本市では、一般廃棄物（ごみ）を可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とする広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となって同計画に掲げる施策を推進しています。

その結果、本市は、1人1日当たりのごみ排出量が政令指定都市の中でも最も少ない都市となっています（資料 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（平成25年度）」）が、近年、本市におけるごみ排出量は微増傾向にあります。

また、産業廃棄物については、広島市産業廃棄物処理指導計画を策定し、同計画に基づき、排出事業者への産業廃棄物の発生抑制等に係る指導を行ってまいりましたが、近年、本市における産業廃棄物発生量は増加傾向にあります。

さらに、ごみ等については、適正処理のみならず、地球温暖化対策、省エネルギー化等の視点や、人口減少、高齢化等の社会状況の変化への対応の視点も求められるようになってきています。

このため、今後、ごみ等の減量、資源化等に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む必要があります。

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

市民・事業者・行政が相互に協力・連携しながらごみの減量・リサイクルに更に取り組み、循環型社会の形成を目指します。

(2) ごみの適正処理の推進

環境への負荷の低減を考慮しながら、ごみ処理施設の計画的な整備とその適正管理に取り組むこと等により、ごみの適正処理を推進します。

(3) 産業廃棄物対策の推進

排出事業者に対する普及啓発、指導等により、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等を促進します。

また、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物については、関係法令に基づく立入検査、指導等を適正に実施することにより、適正処理の徹底を図ります。

第4章 施策の方針

【健全で快適な生活環境の保全に関して参考となる主な指標等】

区 分		現 況	目指すべき方向
大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準達成率 (平成26年度)	—	—
	二酸化硫黄	100% (4局)	維持
	二酸化窒素	100% (11局)	維持
	一酸化炭素	100% (2局)	維持
	浮遊粒子状物質	100% (11局)	維持
	PM2.5 (微小粒子状物質)	25% (2/8局)	増加
	光化学オキシダント	0% (0/7局)	増加
水環境・土壌環境の保全	公共下水道の普及率 (平成26年度末)	94.1%	増加
	市街地区域外の汚水処理施設整備率 (平成26年度末)	41.4%	増加
	水質汚濁に係る環境基準達成率 (平成26年度)	—	—
	人の健康の保護に関する項目 (河川)	100% (27地点)	維持
	人の健康の保護に関する項目 (海域)	100% (8地点)	維持
	生活環境の保全に関する項目 (河川のBOD)	100% (20水域)	維持
	生活環境の保全に関する項目 (海域のCOD)	0% (0/4水域)	増加
有害化学物質対策の推進	有害化学物質に係る環境基準達成率 (平成26年度)	—	—
	ダイオキシン類	100% (30地点)	維持
	有害大気汚染物質※	100% (5地点)	維持
騒音・振動の防止	騒音に係る環境基準達成率 (平成26年度)	—	—
	自動車騒音	95% (約10万5千 /約11万戸)	増加
	鉄道騒音(新幹線)	67% (8/12地点)	増加
ゼロエミッションシティ広島の推進	1人1日当たりのごみ排出量 (ごみ総排出量) (平成26年度)	864g/人日 (374,858t/年)	減少
	産業廃棄物発生量 (平成25年度)	223.6万t/年	減少

※ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

第4節 地球環境の保全への貢献

1 地球温暖化対策の推進

近年、地球温暖化に伴う地球規模の気候変動等により、生態系、農林水産業、人の健康等の様々な分野での影響が顕在化しており、その影響は今後も大きくなると考えられます。

こうした中、本市においては、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量は、広島市地球温暖化対策地域推進計画で掲げた削減目標（基準年度（平成2年度）に対して6%削減）を達成できず、むしろ増加している状況にあります。

大気中に排出される温室効果ガスのうち、ほとんどはエネルギー（燃料、熱、電気）の消費に伴い排出される二酸化炭素であるため、この点のみを考えると、温室効果ガス排出量を削減するためにはエネルギー消費量を削減すればよいといえますが、快適な都市生活を享受し続けるためには、長期エネルギー需給見通し等を見据え、環境適合の観点のみならず、エネルギーの安定供給、経済の発展、生活の利便性等の観点も踏まえた地球温暖化対策が求められます。

このため、本市は、自然的・経済的・社会的諸条件を踏まえながら、これまでの社会経済活動の在り方を見直すなど、都市の低炭素化に資する施策を実施するとともに、地球温暖化による影響に適応するために必要な取組を進め、地球温暖化対策を推進する必要があります。

(1) 省エネルギー対策の推進

温室効果ガス排出量が多く、その増加傾向が続いている家庭部門及び業務部門を中心に、あらゆる分野において、革新的省エネルギー技術の導入の促進等、徹底した省エネルギー対策を推進します。

また、本市が市内有数の温室効果ガス排出事業者であることを踏まえ、市民、事業者等の模範となるよう、率先して省エネルギー対策の推進についての取組を進めます。

(2) 再生可能エネルギー等の導入の促進

今後成長が期待される太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーの関連産業の育成等に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、産学官連携等により、水素エネルギー等の新たなエネルギーに関する技術の普及又は実用化に向けた取組を促進します。

(3) 都市の低炭素化に資する社会経済システムへの転換

低炭素社会の構築に向けた普及啓発、事業者等が行う低炭素化に資する取組への支援等によって、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すとともに、経済的手法の活用等を通じて、都市の低炭素化に資する社会経済システムへの転換を図ります。

(4) 二酸化炭素の吸収源等対策の推進

森林等の緑は、大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵、市街地における夏季の気温上昇の緩和等、地球温暖化の緩和に資する機能を有していることから、これらの機能の維持向上を図るため、緑の保全、緑化等についての取組を進め、二酸化炭素の吸収源等対策を推進します。

(5) 地球温暖化による影響への適応

政府全体の適応計画等を通じ地球温暖化による様々な影響を的確に把握した上で、本市の地域の自然的特性等を踏まえながら、その影響に適応するために必要な取組を推進します。

2 オゾン層の保護

地球を取り巻く大気のうち、成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を保護しています。

このオゾン層が、冷媒等として使用されてきたフロン類等のオゾン層破壊物質によって破壊されることにより、有害な紫外線による健康被害や生態系への悪影響等が生ずることが懸念されています。

このため、過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の着実な回収・破壊等、オゾン層の保護に資する取組を推進する必要があります。

(1) フロン類の管理の適正化

フロン類の管理の適正化に関する法令に基づき、家電、自動車等に充填されているフロンの回収・破壊を推進します。

(2) フロン類の濃度の監視

大気中のフロン類についての調査を行い、その濃度を監視します。

3 酸性雨の防止

酸性雨とは、化石燃料の燃焼等に伴い大気中に排出される硫黄酸化物、窒素酸化物等を起源とする酸性物質が溶け込んだ雨が、通常よりも強い酸性を示す現象をいい、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林等への影響、建造物や文化財の浸食等の影響が懸念されています。

酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられており、本市においても、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

このため、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する必要があります。

(1) 大気汚染防止対策

自動車、工場・事業場等からの硫黄酸化物、窒素酸化物等の排出を抑制し、酸性雨の防止を図ります。

(2) 酸性雨の状況の監視

雨水の水素イオン指数（pH）についての調査を行い、酸性雨の状況を監視します。

第4章 施策の方針

【地球環境の保全への貢献に関して参考となる主な指標等】

区 分		現 況	目指すべき方向
地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量 (平成24年度)	905.4万t-CO ₂	減少
	エネルギー使用量(原油換算) (平成24年度)	312.5kℓ	減少
	中国電力のCO ₂ 排出係数 (平成25年度)	0.719kg-CO ₂ /kWh	減少
オゾン層の保護	大気中のフロン濃度 (平成26年度)	—	—
	C F C 1 1	0.27ppb	減少
	C F C 1 2	0.58ppb	減少
	C F C 1 1 3	0.07ppb	減少
酸性雨の防止	雨水の水素イオン指数(pH) 平均値(平成26年度)	4.49	増加 (中性(pH7)に 近づける)

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 各主体の役割分担と協働

本市が目指すべき環境像の実現に当たっては、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携・協力しながら、協働して本計画を推進していくことが重要です。

市民、事業者及び行政（本市）の主な役割を、以下のとおり示します。

(1) 市民の役割

- ・ 健全で恵み豊かな環境を将来にわたって維持し、及び向上させるために一人一人の行動が重要であることについて学習する。
- ・ 日常生活の中で環境に配慮した具体的な行動を実践するなど、日頃から、環境保全活動に自ら率先して取り組む。
- ・ 地域団体、NPO等が実施する地域の環境保全活動に積極的に参加し、その活動に協力する。

(2) 事業者の役割

- ・ 事業活動に伴って生ずる公害を防止する。
- ・ 環境に配慮した製品の開発及び製造、事業の実施、サービスの提供等を行う。
- ・ 事業活動に当たって、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる。
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加し、その活動に協力する。

(3) 行政（本市）の役割

- ・ 本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する。
- ・ 市民、事業者等の模範となるよう、率先して環境の保全及び創造に関する取組を実施する。
- ・ 環境に関する情報の収集・提供、環境学習・環境教育の推進等により、市民、事業者等の環境意識を醸成するとともに、自発的な行動を促進する。
- ・ 市民、事業者等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずる。

2 行政内部の組織横断的な取組

行政の事務は、環境分野はもとより、産業・経済・観光、都市整備、交通、健康・福祉、上下水道、教育等様々な分野にわたっており、自然環境、都市環境、生活環境又は地球環境に関わっています。

このため、行政内部の横断的な組織（広島市環境調整会議）の設置等により、環境の保全及び創造に関する本市の施策を総合的に調整し、及び推進します。

3 広島市環境審議会

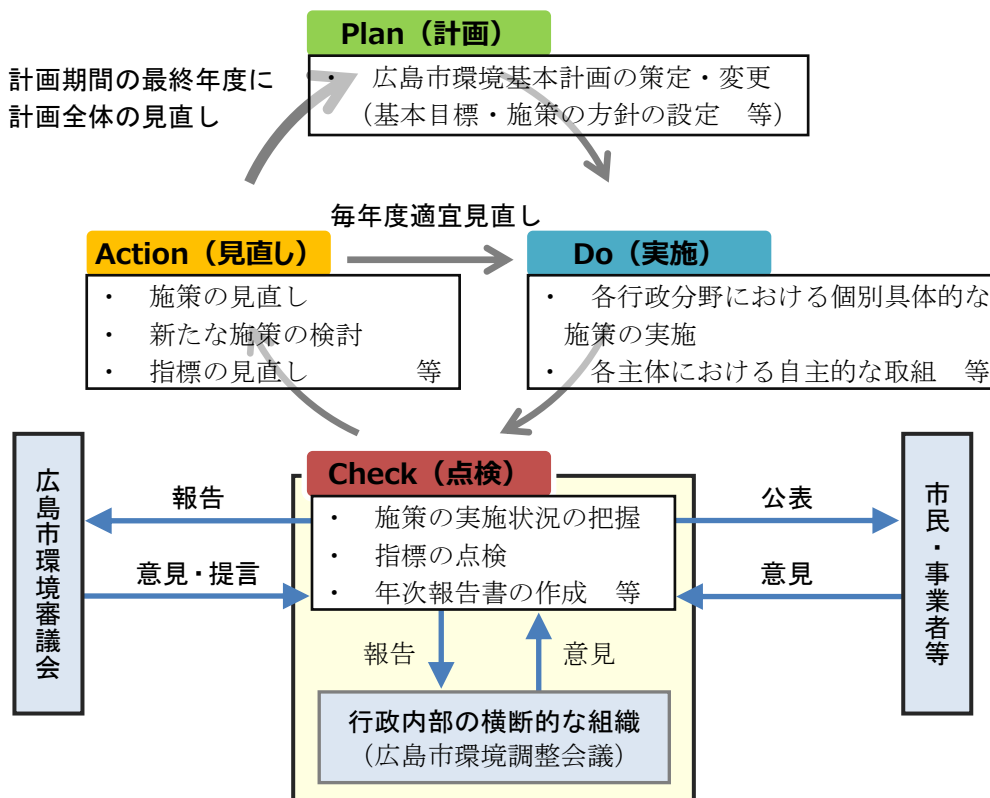
広島市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第39条第1項の規定により置かれる市長の附属機関であり、学識経験者、各種団体の関係者等のうちから委嘱された委員から構成されます。

この審議会は、広島市環境基本計画の策定・変更及び進行管理について専門的な見地から意見を述べること等により、同計画の的確な実施に寄与します。

第2節 計画の進行管理

本計画を的確に実施するため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行います。

図19 計画の進行管理（PDCAサイクル）



1 計画の進捗状況の公表等

計画の進捗状況について、毎年度、広島市環境審議会に報告します。

また、広島市環境の保全及び創造に関する条例第9条の規定に基づき、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書を作成するとともに、これを公表します。

2 計画の見直し

本計画の最終年度（平成32年度）において、全体の評価及び見直しを行います。

具体的には、施策の実施状況や効果等を評価し、環境問題を取り巻く社会経済状況の変化、市民・事業者の意見等を踏まえた上で、施策の方針の見直し等について検討し、本計画を変更し、又は次期計画を策定します。